特定非営利活動法人

日本パラ・パワーリフティング連盟

危機管理マニュアル

1. 目的

本マニュアルは、特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下「連盟」という。）の活動において発生するおそれのある危機を未然に防止するとともに、危機が発生した場合に迅速かつ適切に対応し、選手、役員、職員、指導者、審判員その他関係者の生命及び身体の安全を確保し、被害及び連盟運営への影響を最小限に抑えることを目的とする。

2. 対象となる危機

本マニュアルにおける危機とは、連盟の活動及び運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事案をいい、主として次のものを対象とする。

（1）地震、風水害その他の自然災害

（2）大会、合宿、強化活動等における重大な事故・傷病

（3）感染症その他選手・関係者の安全に重大な影響を及ぼす事案

（4）海外派遣時における事件、事故、災害、テロ、政情不安等

（5）個人情報の漏えい、情報セキュリティ上の重大な事故

（6）暴力、ハラスメント、法令・規程違反その他の不祥事

（7）その他、連盟の事業継続、信用又は組織運営に重大な影響を及ぼす事案

危機管理担当及びコンプライアンス委員会は、これらのリスクについて、発生可能性及び発生した場合の影響等を踏まえて把握し、必要な予防措置、対応方法及び監視の在り方を検討する。

3. 危機管理体制

（1）コンプライアンス委員長は、コンプライアンス規程に基づき、連盟の危機管理担当を兼務する。

（2）危機管理担当は、平時から連盟の活動に関するリスクの把握に努め、必要に応じてコンプライアンス委員会、事務局及び関係する部・委員会等と情報を共有する。

（3）危機が発生し、又は発生するおそれがある場合には、危機管理担当を中心として、事務局、関係する担当理事、部・委員会等が連携して対応する。

（4）重大な事案については、速やかに理事長（理事長不在の場合はその職務を代行する者）及び理事会に報告し、必要な対応について協議する。

（5）法務その他専門的な判断が必要な場合には、顧問弁護士その他の外部専門家から助言を受ける。

担当	主な役割
第一発見者・情報受領者	人命・安全の確保、必要な緊急通報、事務局への報告
事務局	情報の受付・整理、危機管理担当への報告、関係者との連絡調整
危機管理担当（コンプライアンス委員長）	事案の把握、対応方針の検討、担当理事・関係する部・委員会等との調整
理事長等	重大事案への対応判断、必要な指示
理事会	重要事項の審議・決定
顧問弁護士その他の外部専門家	必要に応じた専門的助言

4. 危機発生時の初動対応

危機が発生した場合には、人命及び安全の確保を最優先とし、原則として次の手順により対応する。

（1）人命・身体の安全確保及び被害拡大の防止

（2）警察、消防、医療機関その他必要な関係機関への連絡

（3）事務局及び危機管理担当への速やかな報告

（4）事実関係及び被害状況の確認

（5）関係する担当理事、部・委員会等との情報共有

（6）重大事案について理事長及び理事会への報告

（7）必要に応じて顧問弁護士その他の外部専門家への相談

（8）関係者への対応、再発防止その他必要な措置

5. 重大な危機への対応

重大な危機が発生し、通常の組織体制では対応が困難と判断される場合には、必要に応じて緊急対策本部を設置する。

緊急対策本部は、事案の性質に応じて理事長、危機管理担当、事務局長、担当理事その他必要な者により構成する。

緊急対策本部は、情報収集及び事実確認、被害拡大防止、関係機関との連絡調整、関係者への対応、情報発信その他必要な対応を行う。

6. 不祥事への対応

暴力、ハラスメント、法令・規程違反その他の不祥事が発生し、又はその疑いがある場合には、本マニュアルのほか、コンプライアンス規程及び不祥事対策マニュアル等に基づいて対応する。

事案の内容に応じ、顧問弁護士その他の外部専門家から専門的な助言を受けるものとする。

また、重大な不祥事について、内部調査のみでは十分な事実関係又は原因の究明が困難な場合その他必要と認められる場合には、外部専門家又は第三者による調査の必要性を検討する。第三者による調査を行う場合には、事案との利害関係を有しない者を中心に調査体制を構築し、必要な資料収集及び関係者への聴取等により事実関係及び原因を調査する。調査結果は理事会等に報告し、その結果を踏まえて必要な対応及び再発防止策を検討する。

7. 情報管理及び対外対応

危機発生時の情報については、事実関係を確認した上で適切に管理し、個人情報及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮する。

関係機関への報告、報道機関への対応、ホームページ・SNS 等による情報発信が必要な場合には、情報を一元的に管理し、理事長その他連盟が指定した者が対応する。

8. 海外派遣時の危機管理

（1）海外派遣に当たっては、渡航先の治安、災害、感染症、政情その他の安全情報について、外務省海外安全ホームページその他の関係機関から事前に情報を収集し、必要な安全対策を講じる。

（2）海外派遣する選手・役員等に対しては、渡航前に必要な安全情報及び緊急時の連絡方法等を周知し、現地における安全確保に努める。

（3）海外派遣中に事件、事故、災害その他の危機が発生した場合には、派遣者の生命・身体の安全確保を最優先とし、現地の警察、消防、医療機関、在外公館その他必要な関係機関と連携して対応する。

（4）現地で危機が発生した場合には、選手団の責任者等から速やかに連盟事務局及び危機管理担当へ報告し、必要に応じて理事長等及び理事会と情報を共有する。

（5）渡航先の治安、災害、感染症、政情等の状況により、派遣の実施、継続又は中止について重大な判断を要する場合には、関係機関から得た情報等を踏まえ、連盟として必要な判断を行う。

9. 平時のリスク把握、点検及び見直し

危機管理担当及びコンプライアンス委員会は、連盟の活動において想定されるリスクについて、その発生可能性及び発生した場合の影響等を踏まえて把握し、必要な予防措置、対応方法及び監視の在り方について検討する。また、危機管理体制及び本マニュアルの実効性を必要に応じて点検する。

重大な事案が発生した場合には、その対応を検証し、必要に応じて再発防止策を講じるとともに、本マニュアルを見直す。

また、法令、ガバナンスコード、連盟の組織体制その他の状況に変更があった場合には、必要に応じて本マニュアルを改定する。

平時から本マニュアルの内容を関係者に周知し、必要に応じて緊急時の連絡・対応手順の確認等を行う。

附則

1、本マニュアルは、2021 年 4 月 4 日より施行

2、2026 年 10 月 31 日改定